

明石市公営企業管理者 杉浦 隆志
（公印省略 水道局契約担当）

制限付一般競争入札（郵便方式）の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市水道事業契約規程（平成 21 年水道事業管理規程第 13 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象業務

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 番 号 | 2024950708 |
| (2) 業 務 名 | 配水場・浄水場施設警備業務委託（長期継続契約） |
| (3) 業 務 場 所 | 明石川浄水場（明石市大道町 1 丁目 11-1）ほか |
| (4) 業 務 概 要 | 1 警備業務 (1) 機械警備及び巡回警備業務 1 式 |
| (5) 履 行 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約) |

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が清掃・警備で登録されており、かつ、業務区分が機械警備で登録されていること。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
 - ①明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③兵庫県内又は大阪府内の本店で登録をしている者
 - ④兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「官公庁建物の機械警備業務」を継続して 12 か月以上にわたり元請として完了した業務実績を有すること。
※長期継続契約等により、現在履行中の業務であっても令和 7 年 1 月 31 日までの間に 12 か月以上履行している場合は、上記内容を満たすものとする。
- (4) 下記の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ①警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による兵庫県公安委員会の認定を受けていること。
 - ②①に記載する認定を兵庫県以外の公安委員会で受けている者は、警備業法第 9 条の規定による届出を兵庫県公安委員会に行っていること。
- (5) 警備業法第 40 条の規定による届出を兵庫県公安委員会に行っていること。
- (6) 「警備員指導教育責任者 1 号警備」の資格を有する者を保有しており、その者を本業務における業務責任者

として配置できること。(専任性は問いません。)

- (7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (8) 明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (10) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (11) 公告日において納期限が到来している明石市水道局の水道料金及び明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (12) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (13) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 設計図書のダウンロード

(1) 期間

令和7年2月10日(月)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページ「入札コーナー」より設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、財務室契約担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5012)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5153)により財務室契約担当へ設計図書等に関する質問書(指定様式)により提出してください。

令和7年2月10日(月)から令和7年2月17日(月)午後1時まで

(2) 質問に対する回答

令和7年2月19日(水)午後1時から明石市ホームページ「入札コーナー」において公表します。

5 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を専用封筒(青色)により郵送してください。なお、専用封筒は財務室契約担当にて無料で配布しています。

ア 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)

イ 入札書(指定様式)

ウ 業務費内訳書(指定様式)

エ 業務等実績調書(指定様式)及び業務等の実績が分かる契約書等(写)

オ 「2 入札参加要件」の(4)に規定する許可を受けていることを証する登録証(写)

(3)①で参加の場合には、警備業の認定を受けたことを示す標識の写し

(3)②で参加の場合には、警備業の認定を受けたことを示す標識の写し及び営業所設置等届出書の写し

カ 「2 入札参加要件」の(5)に規定する届出を証する書類(写)

キ 配置予定業務責任者の資格及び雇用関係を証する書類（写）

（２） 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和 7 年 2 月 19 日（水）午後 1 時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 提出期限は、令和 7 年 2 月 25 日（火）（明石郵便局必着）です。

6 開札日時及び場所

（１） 日時

令和 7 年 2 月 27 日（木）午前 9 時 42 分（予定） ※状況により前後します。

（２） 場所

明石市役所 本庁舎 8 階 804 会議室

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上を納付すること。ただし、明石市水道事業契約規程第 2 条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第 25 条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

9 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、落札金額に 10%を加算した額で契約を行います。

なお、1 円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

10 支払条件

前金払 無

部分払 有（11 回以内） ※委託料を 12 か月で均等割りした額について月払いとする。

11 予定価格（税抜・単年度）

12,705,000 円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、無効となります。

12 変動型最低制限価格の設定

有（最低価格入札者から有効な下位 5 者の入札金額の平均の 85%未満の入札者は失格とする。）

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、契約金額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 長期継続契約について

本業務委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本業務委託における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定委託料総額未済に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、入札にご参加ください。

15 契約条項等を示す場所

明石市水道事業契約規程、明石市水道局業務委託契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

16 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

17 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

18 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、明石市ホームページ「入札コーナー」にて掲載します。

19 準備期間について

契約締結日から令和7年3月31日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、入札にご参加ください。

20 警備業法に関する書面提出について

落札者は、落札決定日から契約締結日までに警備業法第19条第1項に基づく当該契約の概要について記載した書面を、水道局浄水担当に提出してください。

21 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一

覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。

この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。

制限付一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

業 者 コー ド

下記業務について、制限付一般競争入札(郵便方式)に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。下記業務の落札者の要件として、明石市税及び明石市水道局の水道料金の納付状況の確認が必要なときは、公営企業管理者が関係課に報告を求めることに同意します。

また、下記業務の開札日の前日において、国税を完納していること(滞納していないこと)及び落札者として決定された場合においては、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出することを誓約いたします。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できないときは、下記業務の落札決定が取り消されること及び指名停止措置(6か月)を受けることについて承諾するとともに、これらの措置の実施について、一切の異議を申し立てません。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの。
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

記

業務番号

2024950708

業務名

配水場・浄水場施設警備業務委託(長期継続契約)

配置業務責任者

資格

※ 公告文に対応する適正な配置予定業務責任者を必ず記入するとともに、当該業務責任者の資格及び雇用関係を証する書類(資格については資格証、免許証等の写し。雇用については保険証等々の写し。)を添付してください。記入又は添付がされていない場合は無効となります。

下記には記入しないでください。

審 査 結 果

適 ・ 否

入 札 書

業務名	配水場・浄水場施設警備業務委託(長期継続契約)
-----	-------------------------

			十億			百万			千			円
金額												

上記の件について、日本国の法令及び明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則を遵守し、設計図書及び図面並びに現場等熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

なお、この入札は、談合行為(明石市水道局業務委託契約約款第16条第1項各号の規定による受託者の違法行為をいう。)によるものではないことを約束し、これに違約して契約を締結したことが認められた場合には、同条の規定に従い、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払うこと及び明石市水道局からの損害賠償の請求に応じることを誓約します。

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

住 所
(入札者)

商号又は名称

代表者職氏名



※注 意 ○金額は訂正しないこと。
 ○入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

業務委託

業務費内訳書

業務名

配水場・浄水場施設警備業務委託(長期継続契約)

入札者 商号
代表者職氏名

印

業務費内訳書

業務名（下記※1参照）	配水場・浄水場施設警備業務委託（長期継続契約）
入札者	

区 分			費 目	積算の内訳（下記※2参照）	金 額（下記※4参照）	備 考
業務価格	業務原価	人件費（直接人件費＋法定福利費） （ア）	業務員の労務費 （下記※5参照）			
			法定福利費			
			その他			
		物件費（直接物品費＋業務管理費） （イ）	材料費			
			消耗品費			
			通信交通費			
			その他			
		合計 （ウ＝ア＋イ）				
	諸経費（一般管理費等） （エ）	一般管理費				
		その他				
	合計 （オ＝ウ＋エ）					入札書記載金額 （下記※3参照）

※ 次に掲げる事由に該当する業務費内訳書は、無効とします。

- 1 業務名がないもの
- 2 積算の内容に記載が全くないもの
- 3 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの
- 4 金額の合計欄に誤りがあるもの
- 5 業務員の時間単価が、開札日における業務員が所属する事業所がある所在地の最低賃金額を下回るもの

※従業員1人当たりの賃金額（時額）が分かるように記載してください。

業務費内訳書作成手引（業務委託）

1 業務費内訳書は、次の場合に必ず作成し、提出してください。

財務室契約担当が発注する工事に直接関連しない業務委託に係る案件（水道局案件を含みます。）に参加する場合は、あらかじめ業務費内訳書を作成し、入札公告等で定める提出期限までに提出してください。

※1 工事に直接関連する業務委託及び単価で入札するものは除きます。

※2 単価契約の案件については、財務室契約担当が指定するものに限りします。

2 業務費内訳書は、次により作成してください。

(1) 業務費内訳書は当市指定の様式を使用して作成してください。

(2) 区分の考え方

① 次の区分ごとに「積算の内容」・「金額」の欄を記載してください。

ア 人件費（直接人件費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用とします。なお、直接人件費の単価は、時間給とします。

（例）技術者・作業員等の労務費、法定福利費

イ 物件費（直接物品費＋業務管理費）

業務に直接従事する技術者・作業員等が当該業務を行うのに必要な物品費、現場従業員の研修訓練等に要する費用及び業務を実施するうえで、受託者が現場業務を管理運営するために必要な費用とする。

（例）材料、薬剤、潤滑油、事務用品等の消耗品、通信交通費、機械器具損料など

ウ 業務原価（ア、イの合計）

人件費（直接人件費＋法定福利費）、物件費（直接物品費＋業務管理費）の合計とします。

エ 諸経費（一般管理費等）

受託者が企業を維持管理していくために必要な一般管理費（営業費を含む）及び営業利益とし、直接人件費、法定福利費、直接物品費及び業務管理費を含まないものとします。

（例）役員報酬、現場従業員以外の従業員に対する給料手当、地代家賃、減価償却費など

オ 業務価格（ウ、エの合計）

業務原価及び諸経費（一般管理費等）の合計とします。

② 業務価格の構成は、業務内容等により、上記ア～エの区分での積算が不可能である場合は、新たな区分を設けて積算してください。

3 業務費内訳書の作成にあたっては、次の点に注意してください。

(1) 「出精値引 ー〇, 〇〇〇円」などのような経費の根拠が不明確となる記載はしないようにしてください。（入札は無効となります。）

- (2) 次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は無効とします。
- ア 業務費内訳書の提出を求められているにもかかわらず、提出しないもの。
 - イ 業務費内訳書の積算の内訳に記載が全くないもの。
 - ウ 業務費内訳書の業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの。
 - エ 業務員の労務費の時間単価が、開札日における業務員が所属する事務所の存する所在地の地域別最低賃金額を下回るもの。
 - オ 業務費内訳書の作成にあたって、当市指定の様式を使用していないもの（ただし、業務費内訳書の形態からみて、当市指定の様式と同様のものを使用していると認められる場合を除きます。）
- (3) 提出された業務費内訳書は、返却しません。
- (4) 業務費内訳書の作成にあたり不明な点がある場合は、必ず事前に財務室契約担当に確認をしてください。

※ 提出された業務費内訳書は、当該業務委託の契約事務以外には使用しません。

業務費内訳書

記載例

業務名 (下記※1参照)	〇〇〇〇業務委託
入札者	株式会社 △△△△

区 分		費 目	積算の内訳 (下記※2参照)	金額 (下記※4参照)	備考
業務 原価 業務 価格	人件費(直接人件費＋法定福利費) (ア)	業務員の労務費 (下記※5参照)	業務員A(兵庫営業所) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間＝〇〇〇〇〇〇円 業務員B(大阪支店) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間＝〇〇〇〇〇〇円 業務ごとに労務費を記載する場合 業務C(兵庫営業所) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間×〇〇人＝〇〇〇〇〇〇円 業務D(大阪支店) 〇〇〇〇円/時間×〇〇時間×〇〇人＝〇〇〇〇〇〇円		
		法定福利費	社会保険料 ・健康保険 〇〇〇〇〇円 ・厚生年金 〇〇〇〇〇円 ・雇用保険 〇〇〇〇〇円 ・労災保険ほか 〇〇〇〇〇円		
		その他			
	物件費(直接物品費＋業務管理費) (イ)	材料費	材料 〇〇〇〇〇円 薬品 〇〇〇〇〇円		
		消耗品費	事務用品 〇〇〇〇〇円		
		通信交通費	出張旅費 〇〇〇〇〇円		
		その他	機械器具損料 〇〇〇〇〇円		
		合計 (ウ＝ア＋イ)			
	諸経費(一般管理費等) (エ)	一般管理費			
		その他			
	合計 (オ＝ウ＋エ)				入札書記載金額 (下記※3参照)

※ 次に掲げる事由に該当する業務費内訳書は、無効とします。

- 業務名がないもの
- 積算の内容に記載が全くないもの
- 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるもの
- 金額の合計欄に誤りがあるもの
- 業務員の時間単価が、開札日における業務員が所属する事業所がある所在地の最低賃金額を下回るもの
※従業員1人当たりの賃金額(時額)が分かるように記載してください。

業務等実績調書

明石市公営企業管理者 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

電 話 番 号
F A X 番 号

業 者 コー ド	
----------	--

業務名	配水場・浄水場施設警備業務委託(長期継続契約)
-----	-------------------------

実績とする業務等			
業務等名			
発注機関名			
業務等場所			
契約金額			
業務等期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
受注形態	元請	元請	
業務等概要			
特記事項			

※ 実績については、公告文中の入札参加要件に該当する実績を記入してください。
※ 上記業務等の内容が確認できる「契約書の写し」及び「特記仕様書(発注機関が発行する業務実績証明書でも可)等」を必ず添付してください。
※ 業務等実績が複数にわたり、記入しきれない場合には、本書をコピーしてください。

設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

明石市公営企業管理者 様

会社名

印

業 務 名	配水場・浄水場施設警備業務委託(長期継続契約)
-------	-------------------------

上記業務について、次のとおり質問します。

No.	質 問 内 容	図面No.	仕様書(頁)
1			
2			
3			
4			

質問に対する回答(質問回答書)は、明石市ホームページに掲載します。

○制限付一般競争入札について

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Q & A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください)

○国税の完納に関する誓約及び国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出について

平成20年10月1日の公告分より、制限付一般競争入札参加申請書に国税の完納に関する誓約の文言が追加されています。入札に参加する場合は、この新しい参加申請書を使用すると共に、誓約内容をよく確認してください。

落札者は契約締結までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出が必要となります。

国税の完納を誓約したにもかかわらず、国税の滞納がないことを証する納税証明書が提出できない場合は、落札決定の取消し及び指名停止措置(6か月)の対象となりますのでご注意ください。

○指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札者となった場合には入札時に提出していただく「国税の完納及び指定暴力団等に関する誓約書」とは別に、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL(078)918-5016 までお願いします。

※ その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。